

総務文教常任委員会

H23. 12. 28 (水)

午後1時30分～

第3委員会室

1 開 議

2 基本方針について

3 今後の進め方について

4 その他

次回の日程について

暴力団排除条例提案までのスケジュール(案)

月	旬	委員会	条例案作成	庁内関係課協議	検察庁協議	外部意見
12	下	①	基本方針確認 今後のスケジュール確認			
1	中	②	条例案検討 ・条文検討	↓	↓	
	下	③	条例案検討 ・条文検討 ・庁内協議確認	↓	↓	
2	上	④	条例案検討 ・検察庁協議確認 ・執行部との協議		↓	
	中	⑤	条例案検討 ・参考人からの意見聴取 ・市民意見の聴取			参考人からの 意見調書 市民からの意 見聴取(HP)
	下	⑥	条例案まとめ			
3	上	⑦ 全員協議 会	条例案まとめ			
	下		議会からの条例提案			

条例の項目比較

章	節	条項	京都府	与謝野町	四日市市	亀岡市
総則		目的	○	○	○	○
		定義	○	○	○	○
		基本理念	○	○	○	○
		府(市)の責務	○	○	○	○
		府民(市民)等の責務	○	○	○	○
府(市)の施策	基本的な施策	推進体制の整備	×	×	○	×
		不当要求行為に対する措置	×	×	○	×
		事務事業における措置	○	○	○	○
		府民(市民)等に対する支援	○	○	○	○
		広報及び啓発	○	○		
		市町村への協力	○	×	×	×
		社会復帰の促進	○	×	×	×
		警察本部長の措置	○	×	×	×
	設置した公の施設の使用の不承認等	設置した公の施設の使用の不承認等	○	○	○	○
	公共工事からの暴力団排除	公共工事からの暴力団排除	○	○	×	○
事業者(市民等)の遵守事項等		暴力団威力利用行為の禁止	○	○	○	○
		利益供与の禁止	○	○	○	○
		契約時における措置	○	○	×	○
暴力団排除特別強化地域		暴力団排除特別強化地域	○	×	×	×
青少年の健全育成を図るための措置		暴力団事務所の開設及び運営の禁止	○	×	×	×
		青少年に対する教育等のための措置	○	×	○	○
雑則		委任	○	○	○	○
		適用上の注意	○	○	×	○
罰則		罰則	○	○	×	○
		両罰規定	○	○	×	○

○京都府暴力団排除条例

平成22年7月27日
京都府条例第23号

京都府暴力団排除条例をここに公布する。

京都府暴力団排除条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 府の施策
 - 第1節 府の基本的な施策（第6条—第11条）
 - 第2節 府が設置した公の施設の使用の不承認等（第12条）
 - 第3節 公共工事からの暴力団排除（第13条）
- 第3章 事業者の遵守事項等（第14条—第16条）
- 第4章 暴力団排除特別強化地域（第17条）
- 第5章 青少年の健全育成を図るための措置（第18条・第19条）
- 第6章 雑則（第20条・第21条）
- 第7章 罰則（第22条—第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、京都府からの暴力団排除に関して基本理念を定め、府及び府民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための府の施策、事業者の遵守事項その他の必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により府の行政、府内の事業活動及び府民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって府民の安全・安心で平穏な生活の確保に資するとともに、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより府内の事業活動又は府民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 府民等 府民及び事業者をいう。
- (6) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。
- (7) 公共工事 府が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団が府内の事業活動及び府民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除は、国、府、市町村及び府民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

（府の責務）

第4条 府は、国、市町村、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者（以下「暴追センター」という。）その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び府民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

2 警察本部長は、府民等及び関係機関が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮するものとする。

（府民等の責務）

第5条 府民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、府が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、府が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 府民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、府に対し、当該情報を提供するように努めるものとする。

第2章 府の施策

第1節 府の基本的な施策

(府の事務事業における措置)

第6条 府は、公共工事その他の府の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、府が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

(府民等に対する支援)

第7条 府は、府民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、府民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 府は、府民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(市町村への協力)

第9条 府は、暴力団排除のための施策を講じる市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力をを行うものとする。

(社会復帰の促進)

第10条 府は、暴迫センターと連携して、府民等の協力の下、暴力団員の当該暴力団からの離脱を促進し、その社会復帰を円滑にするための対策を推進するよう努めるものとする。

(警察本部長の措置)

第11条 警察本部長は、暴力団排除に取り組んだこと等により暴力団から危害を被るおそれがあると認められる者に対し、保護その他の必要な措置を講じるものとする。

2 警察本部長は、付近の住民の平穏な生活に著しい脅威を与えている暴力団事務所の使用をやめさせるため付近の住民が行う訴訟等の活動に対する支援その他の当該暴力団事務所の使用をやめさせるため必要な措置を講じるものとする。

第2節 府が設置した公の施設の使用の不承認等

(府が設置した公の施設の使用の不承認等)

第12条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、府が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

第3節 公共工事からの暴力団排除

(公共工事からの暴力団排除)

第13条 府は、公共工事を請け負わせる契約(以下「請負契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

2 府と請負契約を締結した者(以下「元請契約者」という。)は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約(以下「下請契約」という。)又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約(以下「物品納入等契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者(以下「下請契約者」という。)は、府の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

(1) 元請契約者と下請契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者(以下「物品納入等契約者等」という。)は、府の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

(1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(4) 前項各号に掲げる者

(5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

5 府、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額(府が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額)が150万円未満の場合については、この限りでない。

6 府、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

第3章 事業者の遵守事項等

(暴力団威力利用行為の禁止)

第14条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与を行ってはならない。

(契約時における措置)

第16条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。

(1) 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。

(2) 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除することができること。

2 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4章 暴力団排除特別強化地域

(暴力団排除特別強化地域)

第17条 当該地域における暴力団排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとってより一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、次に掲げる地域を暴力団排除特別強化地域と定める。

(1) 京都市中京区の区域のうち三条通、寺町通、中京区と東山区との境界及び中京区と下京区との境界をもって囲む地域

(2) 京都市東山区の区域のうち三条通、松原通、東大路通、東山区と中京区との境界及び東山区と下京区との境界をもって囲む地域

(3) 京都市下京区の区域のうち松原通、寺町通、下京区と中京区との境界及び下京区と東山区との境界をもって囲む地域

2 接客業（その業務に営業所又は営業所から派遣された場所において不特定多数の客に接する業務を含む営業をいう。以下同じ。）であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業、深夜において営業する同項第3号に規定する酒類提供飲食店営業その他公安委員会規則で定めるもの（以下「特定接客業」という。）に該当するものを営む者（以下「特定接客業者」という。）は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員を接客業務に従事させてはならない。

3 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員から、その営業所における用心棒の役務（営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため顧客その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

4 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、顧客その他の者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として金品等を供与し、又はその営業を営むことを容認する対償として金品等を供与してはならない。

第5章 青少年の健全育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第18条 暴力団事務所は、次に掲げる施設又は建造物の敷地（第6号、第7号及び第11号に掲げる建造物が他の建造物と一体となって社寺その他の施設を構成する場合にあっては、当該施設の敷地）の周囲200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第12条第1項に規定する児童相談所

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

(4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(5) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館

(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成4年条約第7号）第1条に規定する文化遺産である建造物群を構成する建造物

(7) 建造物で、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項に規定する重要文化財及び京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第7条第1項に規定する府指定有形文化財であるもの

(8) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第2条第1項に規定する家庭裁判所

(9) 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院及び同法第16条に規定する

少年鑑別所

(10) 更生保護法（平成19年法律第88号）第29条に規定する保護観察所

(11) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設又は建造物として公安委員会規則で定めるもの

- 2 前項の規定は、この条例の施行の際又は適用の際現に運営されている暴力団事務所については、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていた暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

（青少年に対する教育等のための措置）

第19条 府は、学校等の教育機関において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

- 2 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとるよう努めるものとする。

- 3 府は、前項に規定する者に対し、講師の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第6章 雑則

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

（適用上の注意）

第21条 この条例の適用に当たっては、府民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第7章 罰則

（罰則）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者

(2) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第17条第2項から第4項までの規定に違反した者

(3) 暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、接客業務に従事し、その営業所における用心棒の役務を提供し、又は第17条第4項に規定する金品等の供与を受けた暴力団員

(4) 第18条第1項の規定に違反した者

第23条 第13条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。

（両罰規定）

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第22条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○与謝野町暴力団排除条例

平成22年12月20日

条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、与謝野町における暴力団排除に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための町の施策、事業者の遵守事項その他必要な事項を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により町の行政、町内の事業活動及び町民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって町民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより町内の事業活動又は町民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 暴力団員
 - イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - エ 暴力団員がその事業活動を支配する者
- (5) 町民等 町民及び事業者をいう。
- (6) 公共工事 町が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団が町内の事業活動及び町民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除は、国、京都府、町及び町民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、国、京都府その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び町民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

(町民等の責務)

- 第5条 町民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、町が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、町が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。
 - 3 町民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、町に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(町の事務事業における措置)

第6条 町は、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、町が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

(町民等に対する支援)

第7条 町は、町民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、京都府と共同して町民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第8条 町は、町民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、京都府と共同して必要な広報及び啓発を行うものとする。

(町が設置した公の施設の使用の不承認等)

第9条 町長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、町が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

(公共工事からの暴力団排除)

第10条 町は、公共工事を請け負わせる契約(以下「請負契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

2 町と請負契約を締結した者(以下「元請契約者」という。)は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約(以下「下請契約」という。)又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約(以下「物品納入等契約」という。)を暴力団員等との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者(以下「下請契約者」という。)は、町の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と下請契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者(以下「物品納入等契約者等」という。)は、町の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

- (1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者
- (2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (4) 前項各号に掲げる者
- (5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者
- (7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

5 町、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項を遵守するため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する

使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額(町が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あるときは、その契約金額の総額)が150万円未満の場合については、この限りでない。

6 町、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を当該契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

(暴力団威力利用行為の禁止)

第11条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益供与の禁止)

第12条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益(以下「金品等」という。)を供与してはならない。

(契約時における措置)

第13条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。

(1) 事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。

(2) 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除することができること。

2 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(適用上の注意)

第15条 この条例の適用に当たっては、町民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(罰則)

第16条 第10条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第10条第5項又は第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第17条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月14日条例第4号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

四日市市暴力団排除条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、四日市市からの暴力団排除に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (4) 市民 市内に住所を有する者又は通勤者、通学者等市内に滞在している者をいう。
- (5) 事業者 市内で事業を行う個人又は法人をいう。
- (6) 関係団体 三重県暴力追放運動推進センター（法第 3 2 条の 2 第 1 項の規定により三重県公安委員会から指定を受けた者をいう。）を始めとする、地域住民又は職域による暴力団排除活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除については、暴力団が市内の事業活動及び市民生活に不当な影響を生じさせる存在であることを社会全体として認識したうえで、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民、事業者、関係行政機関及び関係団体による相互の連携及び協力のもとに推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、市民、事業者、関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに

に、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 市民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を取得したときは、警察署その他の関係行政機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 市は、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と連携し、暴力団排除のための体制を整備するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第7条 市は、暴力団員から職員に対して不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第8条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長、市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第10条 市は、市民及び事業者が暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、市民及び事業者が、暴力団排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等)

第11条 市は、その設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校に限る。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。

- 2 市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第12条 何人も、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第13条 何人も、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

亀岡市暴力団排除条例（案）

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 市の施策

第1節 市の基本的な施策（第6条―第7条）

第2節 市が設置した公の施設の使用の不承認等（第8条）

第3節 公共工事からの暴力団排除（第9条）

第3章 市民等の遵守事項等（第10条―第12条）

第4章 青少年の健全育成を図るための措置（第13条）

第5章 雑則（第14条―第15条）

第6章 罰則（第16条―第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、亀岡市からの暴力団排除に関して基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための市の施策などを定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

（2）暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

（3）暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（4）暴力団員等 次に掲げる者をいう。

ア 暴力団員

イ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ 個人で規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

エ 暴力団員がその事業活動を支配するもの

（5）市民等 市民及び事業者をいう。

（6）公共工事 市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2

条第1項に規定する建設工事をいう。)をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、暴力団排除は、市及び市民等が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、府、法第32条の2第1項の規定により公安委員会から京都府暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者(以下「暴追センター」という。)その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 市の施策

第1節 市の基本的な施策

(市の事務事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講じるものとする。

(市民等に対する支援等)

第7条 市は、市民等が暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深め暴力団排除の気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

第2節 市が設置した公の施設の使用の不承認等

(市が設置した公の施設の使用の不承認等)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244

条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

第3節 公共工事からの暴力団排除

(公共工事からの暴力団排除)

第9条 市は、公共工事を請け負わせる契約（以下「請負契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

2 市と請負契約を締結した者（以下「元請契約者」という。）は、当該請負契約に係る建設業法第2条第4項に規定する下請契約（以下「下請契約」という。）又は当該請負契約に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供を受ける契約（以下「物品納入等契約」という。）を暴力団員等との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者（以下「下請契約者」という。）は、市の請負契約に関して下請契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

(1) 元請契約者と下請契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者（以下「物品納入等契約者等」という。）は、市の請負契約に関して物品納入等契約を暴力団員等との間で締結してはならない。

(1) 元請契約者と物品納入等契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(4) 前項各号に掲げる者

(5) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

(7) 前号に掲げる者と物品納入等契約を締結した者

5 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前各項の遵守のため、前各項に規定する契約の締結に当たり、その相手方から自己が暴力団員に該当せず、及び第2条第4号イに規定する役員若しくは使用人又は同号ウに規定する使用人のうちに暴力団員に該当する者がいない旨の誓約書を徴しなければならない。ただし、規則で定める場合のほか、当該契約の契約金額（市が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された契約であって前各項に規定するものが2以上あると

きは、その契約金額の総額）が150万円未満の場合については、この限りでない。

- 6 市、元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、前項の誓約書を契約の締結の日から5年間保管しなければならない。

第3章 市民等の遵守事項等

（暴力団威力利用行為の禁止）

- 第10条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、事故が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

（利益供与の禁止）

- 第11条 市民は、暴力団員等に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与を行ってはならない。

（契約時における措置）

- 第12条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結する場合には、次の事項を契約内容に含めるよう努めるものとする。

（1）事業者が暴力団員等を契約の相手方としないこと。

（2）契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除することができること。

- 2 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、その取引の媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認し、その取引の相手方に対して、契約時において当該相手方が暴力団員等に該当しない旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4章 青少年の健全育成を図るための措置

（青少年に対する教育等のための措置）

- 第13条 市は、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）において、生徒が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

第5章 雑則

（委任）

- 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

(適用上の注意)

第15条 この条例の適用に当たっては、市民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第6章 罰則

(罰則)

第16条 第9条第5項の誓約書に虚偽の記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第17条 第9条第6項の規定に違反した元請契約者、下請契約者及び物品納入等契約者等は、5万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第18条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第16条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。